

酒販 サポートニュース



独立行政法人 酒類総合研究所

目次 (平成 23 年3月)

特集 未成年者の飲酒防止

なんでもQ&A	1
<u>I 酒類販売管理情報</u>	
未成年者の飲酒を止めよう	2
ワンポイントレッスン	4
<u>II 酒販トピックス</u>	
赤レンガ酒造工場の施設公開	6
お酒のはなし・エヌリブ発行	7
<u>III 国税庁からの最新情報</u>	
4月は未成年者飲酒防止強調月間です ..	7
販売数量報告書等の提出とe-Tax 利用 ..	8
取引実態調査の実施状況	8



未成年者飲酒防止キャンペーンの様子

 **メールマガジン登録のご案内**
 酒販サポートニュースの更新情報等をお知らせします。
ssn@m.nrib.go.jpへ空メールを送信してください。

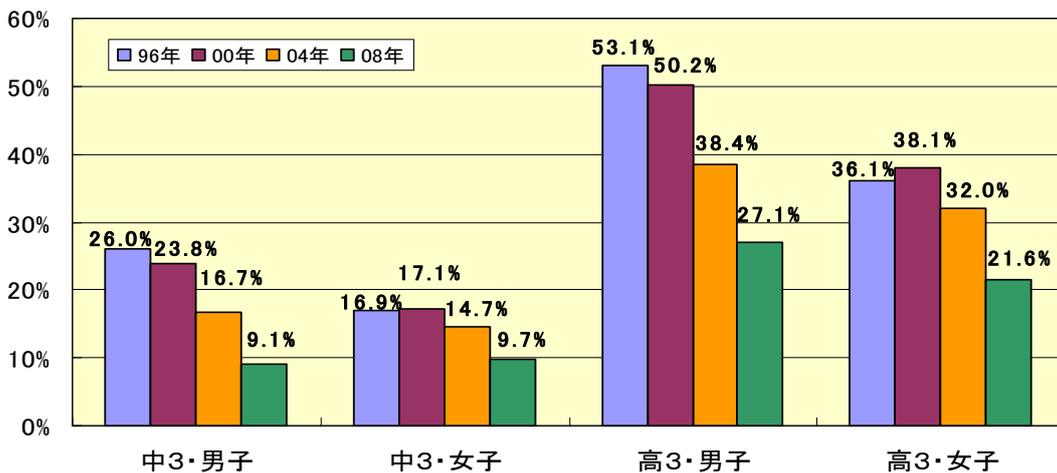
なんでも Q&A



(質問) どのくらいの中高生が飲酒しているの？

(答え) 未成年者の飲酒について、厚生労働省では、4年に1度全国規模での調査を行っています。2008年の調査では、全国の中学校130校、高校110校を無作為抽出して実施されました。その結果、1996年以来、中学生の男女、高校生の男女のいずれにおいても飲酒者の割合は減少傾向にあることが分かりました。

中高生の飲酒者（月1回以上）の割合



(出典:「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究」厚生労働省)

未成年者の飲酒を止めよう

「酒は百薬の長」と言われるように、適度な飲酒が体に良いことは知られています。

しかし反面、心身ともに成長段階にある未成年者にとっては少量であっても、次のような悪影響を引き起こしてしまうため、未成年者の飲酒は法律で禁止されています。

未成年者への悪影響

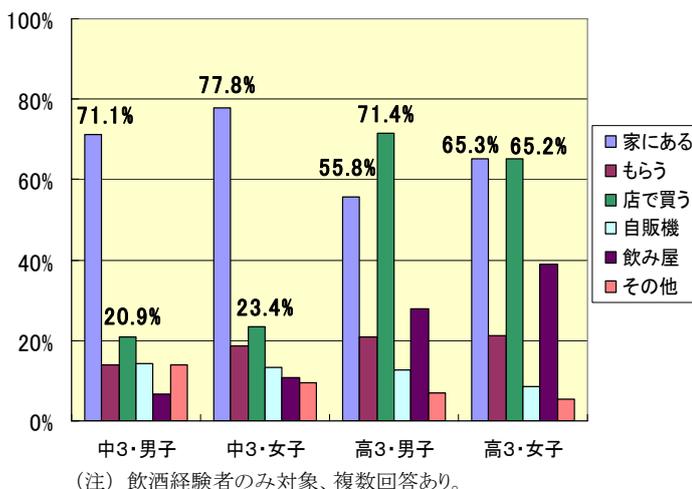
- 1 記憶力や集中力の低下など脳の機能が低下します。
- 2 肝臓などの臓器に障害を起しやすくなります。
- 3 性ホルモンに異常が起きるおそれがあります。
- 4 アルコール依存症になりやすくなります。



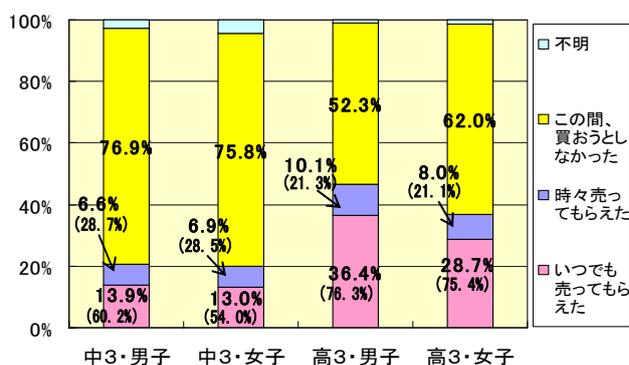
未成年者飲酒の実態について、厚生労働省から「未成年者の喫煙・飲酒状況に関する実態調査研究(平成20年度)」が公表されましたので、一緒にみていきましょう。

酒類の入手方法

飲酒経験のある中高生が、どのように酒類を入手したかを見ると、中学3年生では「家にある」が圧倒的に多いのに対して、高校3年生になると、これに加えて「店で買う」という回答が非常に多く、高校3年男子では70%を超え一番多くなっています。



ここ30日間でお酒を売ってもらえなかった経験



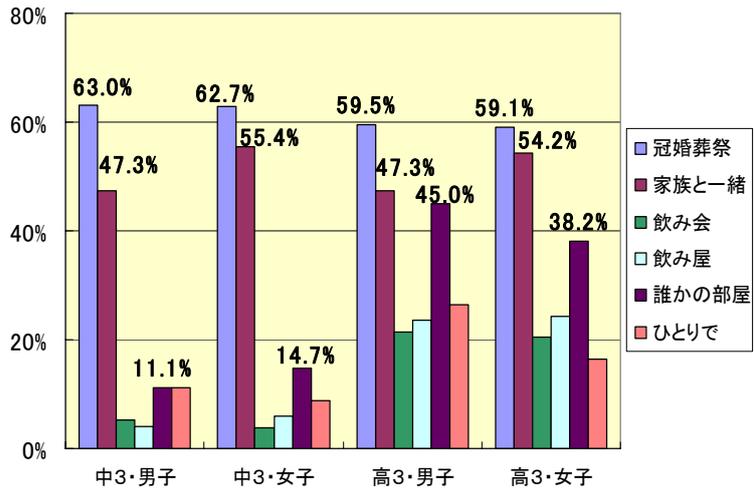
高校3年生では、「いつでも売ってもらえた」と回答した者が、「この間、買おうとしなかった」者を除くと75%以上と多くありました。

未成年者と思われる者には、年齢確認を徹底し、未成年者には絶対に販売しない態が必要です。

飲酒をした場面

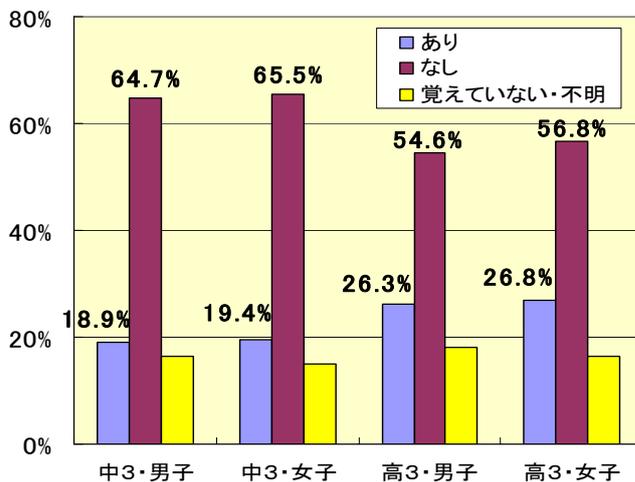
中高生がどのような場面で飲酒しているかについては、「冠婚葬祭」や「家族と一緒に」のときという回答が非常に多くなっています。

また、高校3年生になると「誰かの部屋」という回答も多くなり、友達と集まって飲酒している実態がうかがえます。



(注) 飲酒経験者のみ対象、複数回答あり。

両親からお酒を勧められた経験



中学3年生のうち5人に1人、高校3年生のうち4人に1人が、両親からお酒を勧められた経験があると回答しています。

未成年者の飲酒を防止するには、「少々ならいいだろう。」という甘い大人の意識の改革、社会全体の風潮を変えていく必要があります。

未成年者飲酒防止キャンペーン

全国小売酒販組合中央会（以下「小売中央会」という。）では、未成年者飲酒防止等の機運を高めるため、本年も4月8日（金）を中心に全国各地で「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を実施します。

全国各地で行われる小売酒販組合主催のキャンペーン情報は、小売中央会ホームページ(<http://ajlma.or.jp/>)で随時公表されます。各酒販店の皆さんも一緒になって社会全体の風潮を変え、未成年者の飲酒を止めましょう。



お祭り会場などでお酒を売るには、免許が必要？

お祭りや催物の会場などでよくお酒が売られているのを見かけます。でもあれって酒類販売業免許はいらないのでしょうか？

会場などにおいて、未開封の状態で販売する場合には、免許が必要であり、期限付酒類小売業免許を受ける必要があります。

ただし、開催期間が7日以内であるなどの要件のすべてを満たす場合には、免許の申請によらずに、届出をすればよい場合があります。

(要件はフローチャートのとおり)。



(注) 酒税法では、酒場や料理店などのお店でお酒を提供し、その場で飲んでもらう営業形態の場合には、酒類販売業免許は必要ないとしています。そのため、お祭りや催物の会場などでビール等をコップに注いでから、その場で飲んでもらうような場合は、免許は必要ありません。

フローチャート

お祭り等の会場などで、臨時の場所を設けてお酒を

- (1) 缶・瓶入りのまま未開封の状態で販売する。
- (2) コップに注いで、又は缶・瓶入りのものを開封して販売する（その場で飲んでもらう場合）。

(1)の場合

(2)の場合

免許は不要です。

酒類販売業者又は酒類製造者である。
(酒類販売業免許又は酒類製造免許を受けている。)

いいえ

期限付酒類小売業免許等の申請が必要です。*

はい

* 詳しくは、最寄りの税務署の酒税担当者にご相談ください。

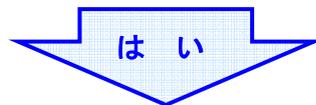


届出をしようとする販売場等が、以下に掲げる要件をすべて満たしている。

- 1 届出者又は届出者と密接な関係にある者が、催物等の主催者として管理、運営していない場所であること。
- 2 催物等の入場者の全部若しくは大多数が有料入場者であること、又は開催期間が7日以内であること。
- 3 催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでないこと。
- 4 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭であること。
- 5 酒類を小売する目的が特売又は在庫処分等でないこと。
- 6 催物等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。
- 7 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。
- 8 開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。



同一場所での開設は、月1回までである。



期限付酒類小売業免許の届出が必要です。



期限付酒類小売業免許の申請が必要です。*

* 詳しくは、最寄りの税務署の酒税担当者にご相談ください。

この届出に必要な書類は以下のとおりで、原則として販売場を開設する日の10日前までに販売しようとする所在地の所轄税務署へ提出する必要があります。

- ◆ 期限付酒類小売業免許届出書 (CC1-5105)
- ◆ 販売場の敷地の状況 (図面を添付)
- ◆ 建物等の配置図事業の概要 (販売設備状況書)
- ◆ 「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書
- ◆ 使用 (営業) 許可書の写し (催物等の管理者との契約等、販売場の設置場所が特定できるもの)
- ◆ 販売場を設置しようとする場所、販売する酒類を説明した書類
- ◆ 催物等の具体的な内容についてのパンフレット等

001-5105 期限付酒類小売業免許届出書 酒税

届出先	〒 (住所) 〒 (郵便番号)	電話番号	印
届出者	(氏名又は名称及び代表者氏名) (ふりがな)		
届出先	印		

期限付酒類小売業免許について、次の要件を具備しているかどうかを記載し添付して下記のとおり届出します。
なお、届出による免許の取扱いを受ける場合には、下記の取扱い事項を遵守します。

届出日の要件	原則として販売場を開設する日の10日前までに届出するものであること。
届出者の要件	届出者は、酒類製造者又は酒類販売業者であること。
届出販売場等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 催物等の内容は、酒類の小売を主目的とするものでないこと。 ② 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭であること。 ③ 酒類の小売目的が、特売又は在庫処分等でないこと。 ④ 催物等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。 ⑤ 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。 ⑥ 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。

記

(備考)

このほかにも書類が必要となる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署の酒税担当者までお問い合わせください。

II 酒販トピックス

つまきよりなか
明治3大建築家・妻木頼黄が設計した

「赤レンガ酒造工場（東京）」と「半田赤レンガ建物（愛知）」の施設公開

日本銀行本店や東京駅などを設計した辰野金吾、京都国立博物館や迎賓館を設計した片山東熊と並ぶ明治3大建築家・妻木頼黄が設計した「赤レンガ酒造工場（旧醸造試験所）」と「半田赤レンガ建物（旧丸三麦酒半田工場）」。ともに明治期の酒造りを偲ばせる大変貴重な建築物です。

両施設では、次のとおり施設が公開されます。ぜひご見学ください。

公開日に限り、事前予約の必要はなく随時自由にご覧いただけます。



つまきよりなか
妻木 頼黄

赤レンガ酒造工場（東京・旧大蔵省醸造試験所）

【公開日】平成23年4月1日（金）・2日（土）
両日とも 10:00～16:00

赤レンガ酒造工場（酒類総合研究所東京事務所）は、明治36年（1903年）、現在の酒類総合研究所の前身である大蔵省醸造試験所の第一酒造工場として建設されました。大蔵省醸造試験所は、日本で唯一の酒類に関する国の研究機関として、伝統的な清酒製造に近代的な科学技術のメスを入れ、我が国の醸造技術の発展に大きく寄与してきました。

平成13年に独立行政法人化され、酒類総合研究所となりましたが、当工場は、現在でも現役の酒造工場として、清酒製造技術講習などに使用されています。



所在地：東京都北区滝野川 2-6-30
（JR王子駅から徒歩5分）
問合せ：（独）酒類総合研究所 TEL03-3910-6237

半田赤レンガ建物（愛知・旧丸三麦酒半田工場）

【公開日】平成23年5月3日（火）・4日（水）
両日とも 10:00～16:00（予定）

半田赤レンガ建物（半田市所有）は、明治31年（1898年）、丸三麦酒のビール工場として建設されました。当時、丸三麦酒が製造していたビールの銘柄は「カブトビール」で、昭和18年まで製造されていました。その後、工場は他社に売却され、コーンスターチ加工工場としても使用されました。

平成8年に半田市が買い取り、国の登録有形文化財として大切に保存されています。レンガ造りの建築としては、日本でも屈指の大きな規模な遺構です。



所在地：愛知県半田市榎下町8
（名鉄住吉町駅から徒歩3分）
問合せ：半田市企画課 TEL0569-21-3111

お酒のはなし 17号（リキュールⅡ）発行

今回の特集は、日本独自のリキュールである和製リキュール。リキュールとは酒類に果実などを漬け込む、果汁などを加えるなどの方法でつくる混成酒です。350年余りの伝統を持つ薬味酒である保命酒、家庭でも広く楽しまれている梅酒などを紹介しています。



エヌリブ19号（清酒酵母の機能と特性）発行

お酒造りの主役である酵母は、現在でもなお解明しきれない機能や特性が数多くあります。今回は清酒酵母の機能や特性に関する研究成果を二つ紹介しています。これらの成果は、お酒造りの生産性や品質の向上に重要な役割を果たすと期待しています。



酒類総合研究所ホームページ(<http://www.nrib.go.jp/sake/sakeinfo.htm>)でご覧いただけます。

Ⅲ 国税庁からの最新情報

4月は未成年者飲酒防止強調月間です

国税庁をはじめとする関係省庁では、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図るため、毎年4月を「未成年者飲酒防止強調月間」とし、全国的な広報啓発活動を行っています。

国税庁では、未成年者飲酒防止に向けた取組の一環として、未成年者飲酒防止啓発ポスターを作成し、税務署等を通じて各酒類販売場や学校等に配付し、掲示をお願いしています。

酒類小売業者におかれましては、販売時における確実な年齢確認の実施を行うことはもとより、社会全体において未成年者飲酒防止に関する意識が高まるよう、店頭等の見やすい場所にポスターを掲示するなど、積極的な取組をお願いします。

なお、本ポスターは、国税庁ホームページにも掲載しています。酒類販売場掲示用ポスターについては、酒類販売管理者の氏名、酒類販売管理研修の受講年月日を直接入力して印刷することができますので、これらの事項を店内に掲示する際、ぜひご利用ください。

【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/miseinen/mokuji.htm>

【学校等掲示用】(A3)



【酒類販売場掲示用】(A4)



販売数量報告書等の提出と e-Tax のご利用について

「酒類の販売数量等報告書」及び「『未成年者の飲酒防止に関する表示基準』の実施状況等報告書」は、4月末までに販売場の所轄税務署に提出してください。

また、上記の報告書を含め、酒税に関する申請・申告等の多くは、自宅や事務所などから e-Tax で作成・送信することができますので、ぜひご利用ください。

なお、e-Tax を初めて利用していただく場合、電子証明書の取得や開始届出書の提出（利用者識別番号等の取得）が必要となります。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【e-Tax ホームページアドレス】 <http://www.e-tax.nta.go.jp>

酒類の取引状況等実態調査の実施状況について

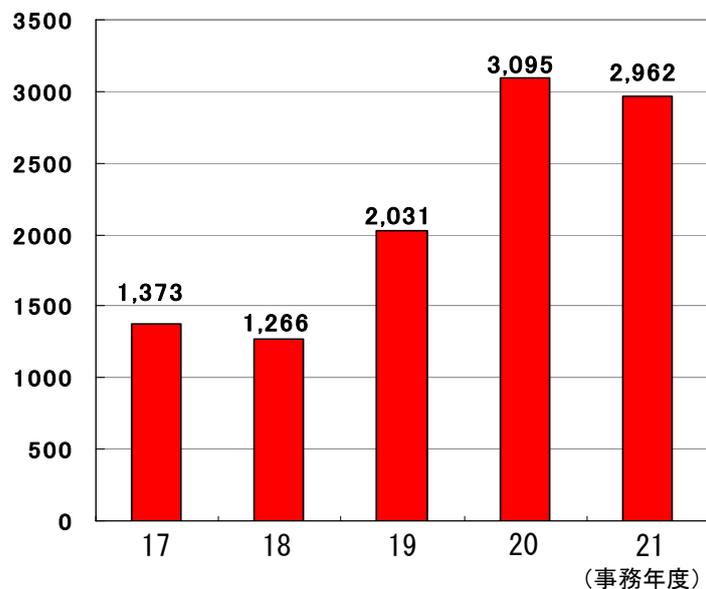
国税庁では、酒類の公正な取引環境を整備するため、「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」といいます。）を定め、指針に示された公正なルールに則した取引が行われるよう、酒類業者の自主的な取組を促すとともに、必要に応じ、酒類の取引状況等実態調査を実施しています。

平成21事務年度（平成21年7月～平成22年6月）においては、チラシ広告などの情報から、指針に則していない取引があると考えられた酒類販売場等に対し、「一般調査」を全国で2,962場に対して実施し、指針のルールに則していない取引が認められた者に対して指導を行いました。

また、過去に改善を指導した酒類販売場等のうち、再度改善状況を確認する必要があると考えられた酒類販売場等に対し、「フォローアップ調査」を全国で297場に対して実施しました。

詳細については、国税庁ホームページに掲載しています。

【酒類の取引状況等実態調査（一般調査）の実施場数の推移】



【ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/101222/index.htm>

【「酒類に関する公正な取引のための指針」】

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/koseitorihiki/jimu-unei060831/index.htm>